令和７年６月１日現在の条文

# ○吹田市消防表彰条例

昭和26年12月18日条例第174号

（趣旨）

第１条　この条例は、消防上の功労に対する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（消防職員等に対する表彰）

第２条　本市の消防職員又は消防団員（以下「消防職員等」という。）であつて、消防上特に功労があつたと認められるものに対しては、次に定めるところにより、これを表彰する。

（１）　消防功労章は、抜群の功労があり、他の模範となる者に授与する。

（２）　消防功績章は、消防職員等として20年以上勤務し、その間その職務を抜群の成績で遂行した者に授与する。

（３）　精勤賞は、消防職員等として５年以上勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行した者に授与する。

（４）　消防賞は、火災の早期発見又は火災防御に格別の功績があつた者に授与する。

２　前項第１号又は第２号の規定による表彰は、市長が記章及び賞状を授与することにより行う。

３　前項の記章は、制服を着用するときに、左胸部に着用するものとする。

４　第１項第３号の規定による表彰は、消防長又は消防団長が賞状（消防団員にあつては、賞状及び袖章）を授与することにより行う。

５　第１項第４号の規定による表彰は、消防長又は消防団長が賞状を授与することにより行う。

（消防職員等以外の者に対する表彰）

第３条　消防職員等以外の個人又は団体であつて、消防上特に功労があつたと認められるものに対しては、市長又は消防長が感謝状及び賞与金を授与することにより、これを表彰する。

（表彰を受ける者の決定）

第４条　市長の行う表彰を受ける者は、消防長の推薦により、市長が決定する。

２　消防長又は消防団長の行う表彰を受ける者は、消防長又は消防団長が決定する。

（記章の返納等）

第５条　市長は、消防功労章又は消防功績章を授与された者が拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、その記章を返納させることができる。

２　市長は、消防功労章又は消防功績章を授与された者が消防職員等としてふさわしくない行為をしたときは、その記章を返納させ、又はその着用を停止することができる。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附　則（省略）

附　則（平成24年９月28日条例第54号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月11日条例第14号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（以下省略）